

議長抱負

「動く議会、動く議長を目指します」

平成17年の大合併以来、節目の10年が過ぎようとしています。

市政運営に、特に財政運営に、多種多難な課題を抱えているこの時期に、私は高山市議会各派のご推薦を頂き第81代議長職を拝命いたしました。本年は高山市第八次総合計画策定の年となっています。議会としても市民の目線にたった、提案、提言をしていく責任があります。

幸いにして高山市議会は平成23年5月に議会基本条例を施行し、市政全般に対して、様々な提言を行っているところであります。10年間の総合計画策定においても市民の声を反映すべく提案、提言を積極的に実施してまいりたいと思います。

高山市議会は議会改革の先進地として全国的に認知され、全国各地の議会より数多くの行政視察を受け入れているところであります。

本年6月に発表された、日本経済新聞社の議会改革度調査において、全国813市区議会がある中で高山市は総合で3位、情報公開部門では第1位の評価を頂きました。全国で議会基本条例が施行されているのは356市で全体の44%ですが、条例を作ってもその機能が充分発揮されていない市区議会も多々ある状況と聞いています。本年は議員任期の最終年であります。この議会基本条例をしっかりと機能させ、議会改選後も更に発展、継承していく責任が私たち議員にあります。私はこのような考え方を基本に、高山市民の福祉の向上と市政の発展のため、また高山市議会の更なる健全化と発展に向け、「動く議会、動く議長」として働かせて頂きたいと思います。



しまだ まさご
島田 政吾 議長

政務活動費について

政務活動費とは、地方自治法第100条第14項及び第15項の規定に基づき、議員の調査研究に資するために必要な経費の一部として交付されるもので、高山市議会では議会における会派（無会派の場合は個人）に対して、所属議員数に一人年額20万円を乗じた額を限度として交付されます。

多くの自治体では、政務活動費は月ごとや四半期ごとにまとめて事前に交付されますが、高山市議会では、「高山市議会政務活動費の交付に関する条例及び規則」において償還払い方式の交付が規定されています。会派及び議員はいったん立て替え払いをした後、領収書を添付して政務活動費の支払いを請求し交付を受けます。

平成25年度 政務活動費収支状況

(単位：円)

項目	高山市政クラブ	新風会	高山市議会 公明党	市民ネット	若山議員	松山議員	中田議員※ (議長)
調査研究費	462,264	1,241,368	6,720	107,577	0	0	114,386
研修費	441,777	226,271	104,427	59,556	0	0	0
資料作成費	248,567	0	0	0	0	0	0
資料購入費	19,600	72,060	0	0	0	0	25,352
合計	1,172,208	1,539,699	111,147	167,133	0	0	139,738
交付限度額	1,800,000	1,600,000	400,000	400,000	200,000	200,000	200,000

※議長は申し合わせにより、会派に所属しません。